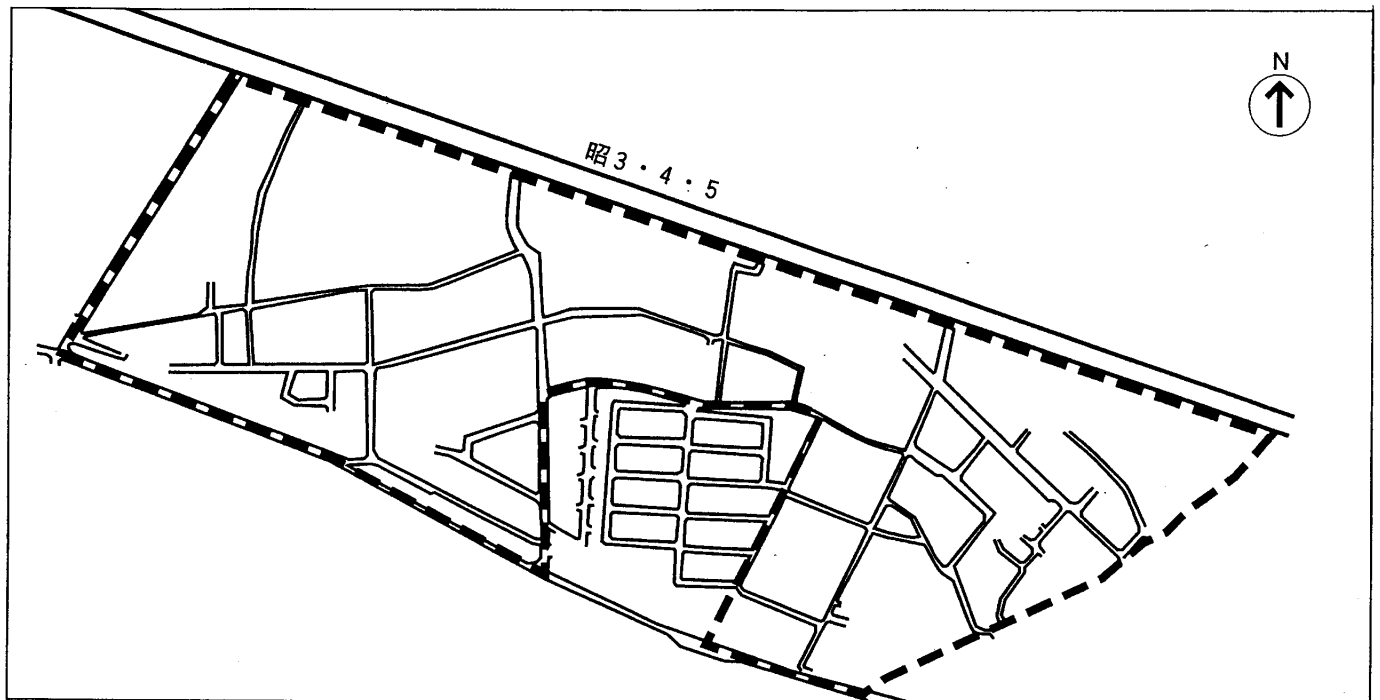


# 郷地・福島地区地区計画

名称	郷地・福島地区地区計画	
位置	昭島市郷地町三丁目及び福島町三丁目各地内	
面積	約 20.8 ha	
区域の整備・開発及び保全に 関する方針	地区計画の目標	本地区は、昭島市東南部に位置しており、昭島都市計画道路3・4・5号（新奥多摩街道線）と多摩川に挟まれた地区で、住工混在した市街地を形成している。 近年、一部工場跡地にホテル等の進出がみられ、用途の混在化により、地区の環境悪化が危惧されている。 そこで、建築物等に関する制限を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用により、地区の良好な環境の形成・保全を図る。
	土地利用の方針	地区にふさわしい土地利用を図るとともに、周辺住宅地との環境の調和と、うるおいのある工業環境の形成のために敷地内等の緑化に努める。
	地区施設の整備の方針	地区内の道路については、機能が損なわれないよう維持・保全に努める。
	建築物等の整備の方針	良好な工業環境の形成・保全と周辺住宅地との環境の調和のために、建築物の用途の制限、かき又はさくの構造の制限を行う。
地区整備計画	建築物の用途の制限*	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ホテル又は旅館 2 待合、料理店、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 3 まあじゃん屋、ばちんこ屋、射的場その他これらに類するもの 4 劇場、映画館、演芸場及び観覧場 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第6項第3号に該当する営業に係るもの 6 風営法第2条第6項第5号に該当する営業に係るもの
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、次の各号の一に該当するものとする。 1 生垣又はフェンス等の透視可能なさく 2 補強コンクリートブロック造等で、高さ1.5m以下のもの。ただし、その位置を道路端から1.0m以上後退し、後退した敷地の部分に植栽が設けられているものについては、この限りでない。

\*印は、知事承認事項

「区域は計画図表示のとおり」  
 (理由) 建築物の用途の混在による地区の環境悪化を防止し、良好な工業環境の形成・保全と周辺住宅地との環境の調和を図るため、地区計画を決定する。



決定告示年月日
平成3年2月8日
昭島市告示第15号

凡例
----- 地区計画区域